

高年齢者雇用状況等報告 Q & A（令和 3 年 6 月 1 日時点）

目次

【⑩過去 1 年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用（70 歳までの就業確保措置関係）】

Q 5 - 1 :

定年年齢 65 歳、72 歳まで希望者全員を継続雇用したあと、75 歳まで基準に該当する者だけを継続雇用することを就業規則に規定しています。70 歳までの就業確保措置となっていますが、72 歳に到達した者の状況を記載すべきでしょうか。

【⑩過去 1 年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用（70 歳までの就業確保措置関係）】

Q 5 - 1 :

定年年齢 65 歳、72 歳まで希望者全員を継続雇用したあと、75 歳まで基準に該当する者だけを継続雇用することを就業規則に規定しています。70 歳までの就業確保措置となっていますが、72 歳に到達した者の状況を記載すべきでしょうか。

A 5 - 1 :

70 歳までの就業確保措置関係と記載がありますが、65 歳以上の就業機会を提供している企業の状況を幅広く把握するため、過去 1 年間（ただし、令和 3 年度報告については令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで）において 72 歳に達した者の状況をご記入ください。